

くらしの情報

確定申告などについて

◆ 確定申告相談

◆ 確定申告相談
今年は2月16日(月)から所得
税と市・県民税の申告が始ま
ります。税務申告相談を次の
とおりに受け付けます。

◆ 申告期間

◆ 申告期間
2月16日(月)～3月16日(月)
※土曜・日曜日は休みです。

◆ 受付時間

◆ 受付時間
午前9時～午後4時まで
受付会場 市民会館3階大会
議室

◆ 国民健康保険税納付額のお

◆ 国民健康保険税納付額のお
知らせについて(確定申告用)
平成20年中(1月～12月)
に国民健康保険税を納付され
た全世帯の世帯主あてに「国民
健康保険税納付額のお知らせ」
を1月下旬に送付します。

◆ 所得税および市・県民税の

◆ 所得税および市・県民税の
申告の際にご利用ください。
「住宅借入金等特別税額控除
の申告について」

◆ 平成18年末までに入居した

◆ 平成18年末までに入居した
方で、税源移譲に伴う税率の
変更により所得税が減額とな
り、所得税からの住宅ローン
控除の効果が減少する場合に
おいては、効果が減少する相
当額を翌年度の市・県民税か
ら税額控除できますが、これ
には申告が必要です。(申告

用紙は、市役所税務課市民税
担当の5番窓口準備してあ
ります。)

◆ 「市・県民税の寄附金控除に

◆ 「市・県民税の寄附金控除に
ついて」
都道府県・市区町村に対す
る寄附金(ふるさと納税寄附
金)、日本赤十字社富山県支
部または富山県共同募金会に
対する寄附金の合計が5千円
を超える方は、翌年度の市・
県民税から税額控除できるこ
とになりました。

なお、申告の際には寄附先
の領収書が必要ですのでご注
意ください。

◆ 問合せ先 税務課市民税担

◆ 問合せ先 税務課市民税担
当(内線233・234)

年金

◆ 「ねんきん特別便」への

◆ 「ねんきん特別便」への
回答をお願いします
社会保険庁では、年金記録
をご確認いただくため、平成
20年10月までに年金受給者・
加入者すべての方に「ねんき
ん特別便」を送付しました。
皆様には、回答票の提出を
お願いしておりますが、相当
数の方から回答をいただい
ておりません。回答が済み
でない方は、お早めにご回答
いただきますようご協力をお
願いします。

◆ 問合せ先

◆ 問合せ先
ねんきん特別便専用ダイヤル
(0570-0581555)

魚津社会保険事務所
(0765-241494)

※おかけ間違いのないようご
注意ください。

◆ 源泉徴収票は大切に

◆ 源泉徴収票は大切に
平成20年中に老齢または退
職を支給事由とする年金を受
けられた方に、「平成20年分
公的年金等の源泉徴収票」が
社会保険業務センターから1
月末までに送付されます。

この源泉徴収票は、平成20
年中に支払われた年金額、
年金から差し引かれた所得税
額、介護保険料額をお知らせ
するものであり、確定申告を
行う際に必要となりますので
大切に保管してください。

なお、死亡された方には源
泉徴収票は送付されませんの
で、必要な場合は社会保険事
務所へご相談願います。

◆ 問合せ先

◆ 問合せ先
ねんきんダイヤル
(0570-051165)

魚津社会保険事務所
(0765-2415153)

※おかけ間違いのないようご
注意ください。

社会保険庁ホームページ
http://www.sia.go.jp/

入札参加資格審査

入札参加資格審査
平成21・22年度の建設工事、
測量・建設コンサルタント、
物品納入などの入札参加資格
審査申請書を新規・追加で次
のとおり受け付けます。

◆ 受付期間

◆ 受付期間
2月2日(月)～27日(金)
午前9時～午後5時まで
(ただし、土・日および祝
休日を除く)

◆ 有効期間

◆ 有効期間
平成21・22年度の
2年間

◆ 様式

◆ 様式
A4縦ファイル綴り
(ファイルの色は自由)

◆ 建設工事

◆ 建設工事
市の指定様式ま
たは国土交通省・県の指定
様式に準じたもの(新基準
による経営事項審査結果通
知書の写しを必ず添付して
ください)

◆ 測量・建設コンサルタント

◆ 測量・建設コンサルタント
国土交通省・県の指定様式

◆ 物品納入、業務委託など

◆ 物品納入、業務委託など
市の指定様式

◆ 提出書類のうち、納税証明

◆ 提出書類のうち、納税証明
書については、市町村税お
よび国税(法人税、消費税
など)の納税証明書の原本
を提出してください(電子
納税証明書認証フロッピー
ディスクでの提出も可)。

◆ 様式は、市ホームページか

◆ 様式は、市ホームページか
らダウンロードできます。

◆ 提出方法

◆ 提出方法
持参または郵送
※郵送の場合は、2月27日(金)
必着(インターネット申請
は不可)。

提出方法 持参または郵送
※郵送の場合は、2月27日(金)
必着(インターネット申請
は不可)。

◆ 受付場所・問合せ先

◆ 受付場所・問合せ先
課財産管理担当
(内線263・264)

◆ 事業主の皆さん

◆ 事業主の皆さん
毎年1月1日現在で、事業
のために使用している機械な
どの償却資産は固定資産税の
課税対象になります。該当す
る事業者の方は、資産の多少
にかかわらず、2月2日(月)ま
でに申告書を税務課資産税担
当へ提出してください。

◆ 2月2日(月)までに

◆ 2月2日(月)までに
また、平成20年度の税制改
正で機械および装置を中心に
資産区分の見直し、耐用年数
の変更が行われました。既存
資産の中にも耐用年数が変更
になるものがありますので、
該当資産の変更後の耐用年数
を申告していただく必要があ
ります。

なお、平成20年中に新規に
事業を始められた方などで、
申告書が必要な方はご連絡く
ださい。

◆ 問合せ先

◆ 問合せ先
税務課資産税担
当(内線236)

障がい者控除対象者認定書の交付について

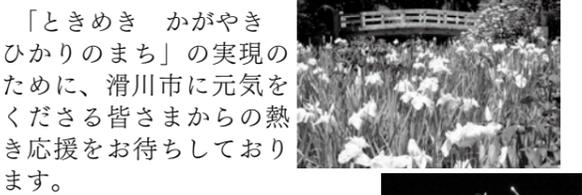
障がい者手帳の交付を受けていなくても、要介護
認定を受けている方などで、次の要件に該当され
る方は税法上の障がい者控除の対象となる場合が
あります。

- ①ねたきりの方(6ヶ月以上)
②障がい者に準じる方(年齢が65歳以上の方)
※最高5年までさかのぼって税金の還付を受ける
ことができる場合があります。
問合せ先 高齢介護課高齢福祉担当(内線762)

ふるさと納税で滑川市を応援してください

～ふるさとにご帰省中の方へも
お口添えをお願いします～

「ふるさと納税」とは、ふるさとへ贈る寄附金です。
「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」に貢献
したいという思いをかたちにするため、応援・貢
献したい地方公共団体へ寄附を行った場合、今お
住まいになっている自治体の個人住民税からその
1割程度を上限として、寄附金額を控除する寄附
金税制のことです。



「ときめき かがやき
ひかりのまち」の実現の
ために、滑川市に元気を
くださる皆さまからの熱
き応援をお待ちしてい
ます。
※詳しくは、市広報7月号または
市ホームページをご覧ください。
申込み・問合せ先
企画情報課(内線221)

資金繰り支援に万全を期します!

中小・小規模企業の方が資金繰りに不安がない
よう、30兆円規模の保証・融資枠を確保しました。
対象業種は、12月に80業種を追加し、全国の中小・
小規模企業者314万企業をカバーする698業種に
拡大しています。
※対象業種については、ホームページ
(http://www.chusho.meti.go.jp)
で確認できます。
問合せ先 中部経済産業局産業部中小企業課
(052-951-2748)

Advertisement for ear exercises (耳つぼダイエット) showing a person and a diagram of the ear.

Advertisement for diet programs (ヘルシーライフ愛 and ヘルシーライフnonno) for improving health metrics like blood sugar and cholesterol.

Advertisement for a city policy lecture (いきいき市政講座) featuring a cartoon character pointing to a presentation board.